特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小野町長

公表日

令和6年1月9日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当に関する事務
	小野町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
②事務の概要	住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の 生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確 認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。
	児童手当等支給に関しては公金受取口座情報を取得する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により 申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を 行う。
	番号法の別表第二に基づいて、小野町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
(1)児童手当給付ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令.	上の	根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)

・番号法第9条第1項 別表第一の56の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

(別表第二における情報提供の根拠) ②法令上の根拠 26、30、87、106の項

(別表第二における情報照会の根拠)

74、75、121の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所:福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92 電話:0247-72-2111 ファクス:0247-72-3121 E-mail:soumuka@town.ono.fukushima.jp

請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

小野町役場 子育て支援課 郵便番号963-3401 住所:福島県田村郡小野町大字小野新町字中通2 電話:0247-72-2212 ファクス:0247-72-2313 E-mail:kosodateshienka@town.ono.fukushima.jp 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年10月31日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年10月31日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	断書の種類				
[基礎	項目評価	書]		1 2	<選択肢>) 基礎項目評価書 !) 基礎項目評価書及び !) 基礎項目評価書及び	董点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に1	ついては、それぞれ』	重点項目記	平価書又は全項目	評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ームを通じ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Е	十分である]	1 2	く選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1 2 3	く選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1 2	<選択肢>)特に力を入れている !)十分である !)課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	<選択肢>)特に力を入れて行っ ⁻ !) 十分に行っている !) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I.5.②所属長の役職名	子育て支援課長 宗像 喜也	課長	事後	重要な変更には該当しない項
	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略)	事後	目 番号法の改正
令和5年10月31日	I . 1. ②事務の概要	と一定の生計関係にある父母等に対して、児童	小野町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年10月31日	I . 1. ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年10月31日	I.3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)	事後	定期的な見直しによる変更
令和5年10月31日	I . 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 74、75、121の項	事後	定期的な見直しによる変更
					1

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明